

対象収入による階層区分		基本利用料 (月額)	左の内訳	
			生活費相当額	本人からの 徴収額
1	1,500,000円以下	円 65,280	円 55,280	円 10,000
2	1,500,001円以上 1,600,000円以下	68,280	55,280	13,000
3	1,600,001円以上 1,700,000円以下	71,280	55,280	16,000
4	1,700,001円以上 1,800,000円以下	74,280	55,280	19,000
5	1,800,001円以上 1,900,000円以下	77,280	55,280	22,000
6	1,900,001円以上 2,000,000円以下	80,280	55,280	25,000
7	2,000,001円以上 2,100,000円以下	85,280	55,280	30,000
8	2,100,001円以上 2,200,000円以下	90,280	55,280	35,000
9	2,200,001円以上 2,300,000円以下	95,280	55,280	40,000
10	2,300,001円以上 2,400,000円以下	100,280	55,280	45,000
11	2,400,001円以上 2,500,000円以下	105,280	55,280	50,000
12	2,500,001円以上 2,600,000円以下	112,280	55,280	57,000
13	2,600,001円以上 2,700,000円以下	119,280	55,280	64,000
14	2,700,001円以上 2,800,000円以下	126,280	55,280	71,000
15	2,800,001円以上 2,900,000円以下	133,280	55,280	78,000
16	2,900,001円以上 3,000,000円以下	140,280	55,280	85,000
17	3,000,001円以上 3,100,000円以下	148,280	55,280	93,000
18	3,100,001円以上 3,200,000円以下	156,280	55,280	101,000
19	3,200,001円以上 3,300,000円以下	164,280	55,280	109,000
20	3,300,001円以上 3,400,000円以下	172,280	55,280	117,000
21	3,400,001円以上	①+②	①55,280	②全 額

- 備考： 1 平成4年4月1日以降に入所した者に適用する。
2 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用相当額については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。
4 本人からの徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。
5 冬期加算（11月～3月）は、2,150円とする。

階 層 区 分		基本利用料 (月額)	左の内訳		
			生活費相当額	本人からの 徴収額	
A	所得 税非 課 税 者	市町村民税の非課税者	円 65,280	円 55,280	円 10,000
B		市町村民税の均等割のみの課税者	70,280	55,280	15,000
C ₁		市町村民税の所得割課税者	75,280	55,280	20,000
C ₂		所得税 7,300円以下	80,280	55,280	25,000
C ₃		// 7,301円～14,900円	85,280	55,280	30,000
C ₄		// 14,901円～22,200円	90,280	55,280	35,000
C ₅		// 22,201円～29,700円	95,280	55,280	40,000
C ₆		// 29,701円～37,200円	100,280	55,280	45,000
C ₇		// 37,201円～44,600円	105,280	55,280	50,000
C ₈		// 44,601円～52,200円	110,280	55,280	55,000
C ₉	// 52,201円～59,800円	115,280	55,280	60,000	
C ₁₀	// 59,801円以上	①+②	①55,280	②全 額	

- 備考： 1 平成4年3月31日以前に入所した者に適用する。
2 本人からの徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用（月額）を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。
3 冬期加算（11月～3月）は、2,150円とする。